石岡市住まいづくり推進事業補助金

石岡市では、市外転入者やUターン転入者が住宅を建築する場合、
その建築費用の一部を補助金として交付しています！

・市外転入者とは・・・『石岡市民であったことのない方で市内に転入し定住する方』
・Uﾀｰﾝ転入者とは・・・『石岡市民であった方で、市民でなくなった日から1年以上経過した後に再び市内に転入し定住する方』
※転入した日から2年を経過しない場合は転入者に含みます。

1　補助の対象となる方

◎下記の要件のいずれにも該当する方

① 申請日現在において、申請者及び当該世帯に属する者が市区町村税を滞納していないこと
② 石岡市木の住まい助成推進事業、石岡市新婚世帯新生活支援補助金及び石岡市子育て世帯新生活支援補助金を利用しないこと
③ 申請日現在において、申請者が満２０歳以上満４５歳以下であること
④ 暴力団関係者でないこと

2　補助の対象となる住宅

◎下記の要件のいずれにも該当する住宅

① 建築する延べ床面積が７０㎡以上であること
② 建築基準法に規定する確認済証が交付されるものであること
③ 建築基準法に規定する検査済証が交付されるものであること

※兼用住宅（延べ床面積の２分の１以上を居住の用に供している住宅）の場合は、居住部分に限り補助の対象となります。

3　補助金額

住宅の建築に要する額の10%以内の額　かつ　**限度額　３０万円**

・中心市街地に建築する場合には、補助金額に　１０万円上乗せ　されます。
・Uターン転入者の場合には、補助金額に　２０万円上乗せ　されます。

※補助金の交付は、補助対象住宅を建築する補助対象者に対して１回に限ります。

4　募集期間

令和８年１月30日（金）まで

申請は工事着工前が条件です。

工事着工は交付決定後となります。

※工事着工・・・根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手

【お問い合わせ先】
石岡市役所　都市建設部　建築住宅指導課
住所：茨城県石岡市石岡1-1-1
電話：0299-23-5526（直通）
FAX：0299-22-6070